

富士河口湖町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

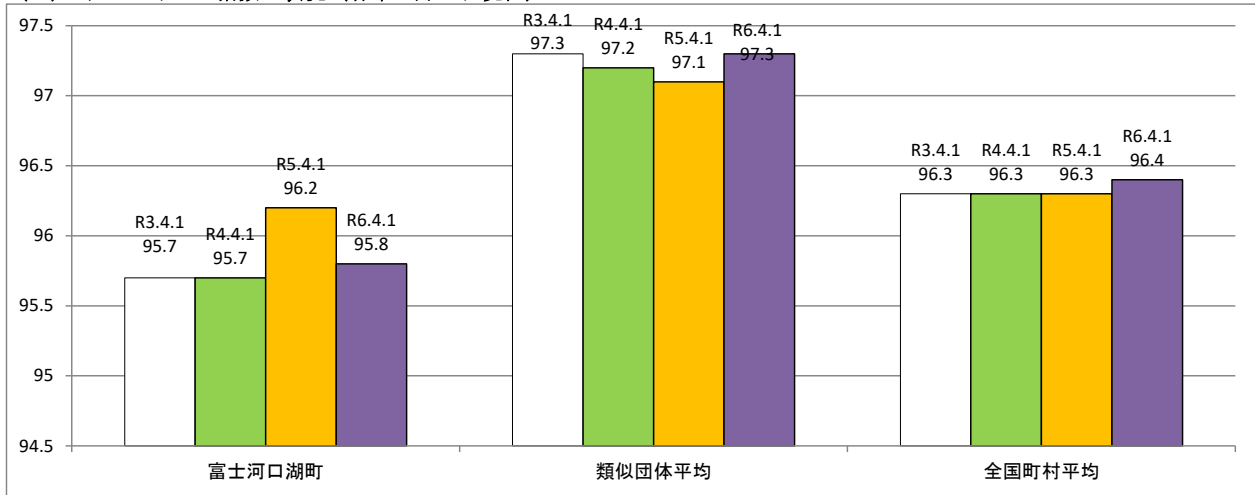
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 26,966	千円 14,306,548	千円 916,014	千円 2,079,822	% 14.5	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和4年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 193	千円 612,047	千円 97,259	千円 232,653	千円 941,959	千円 4,881	千円 4,912

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

※富士河口湖町は人事委員会未設置のため記載なし

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し

〔 ☒ 実施 ☐ 未実施 〕

実施内容

給与表の適用実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給与表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。 他の給与表については、一般行政職との均衡を踏まえ、見直しを実施。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士河口湖町	40.9 歳	299,906 円	335,516 円	324,143 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
富士河口湖町	59.8 歳	4 人	244,800 円	253,636 円	251,800 円	—	—	—	—
うち給食調理員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	飲食物調理従事者	49.2 歳	267,000 円	—
うち清掃職員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	廃棄物処理従事者	47.7 歳	314,900 円	—
うち自動車運転手	— 歳	人	— 円	— 円	— 円	乗用自動車運転者	66.0 歳	244,600 円	—
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士河口湖町	-	-	-
うち給食調理員	- 円	3,466,100 円	-
うち清掃職員	- 円	4,376,300 円	-
うち自動車運転手	- 円	3,200,000 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	161,800 円	175,002 円	—
	中 学 卒	155,300 円	156,464 円	—
看護・保健職	大 学 卒	225,800 円	234,546 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

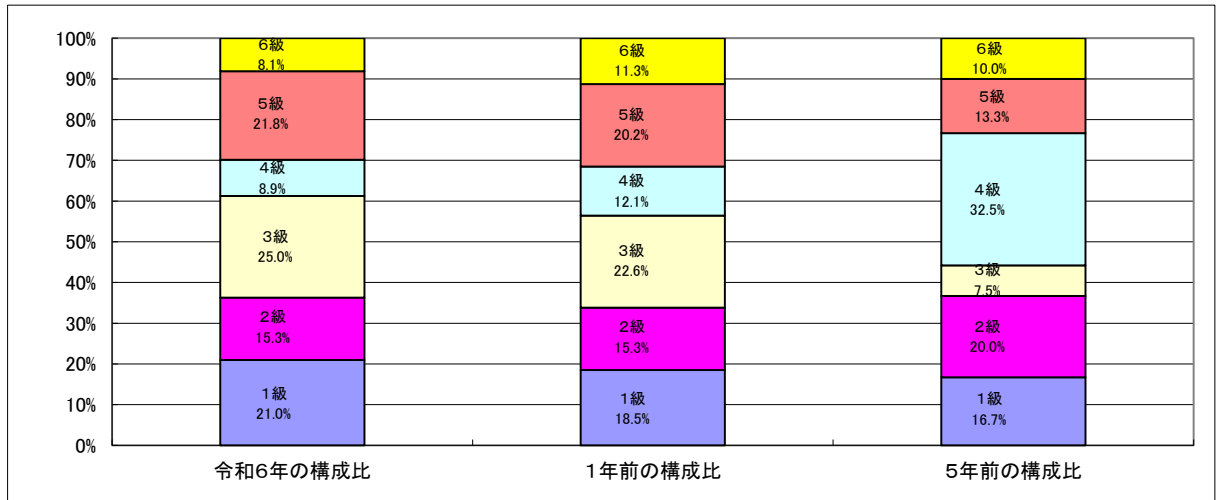
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,863 円	351,886 円	372,300 円	388,783 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

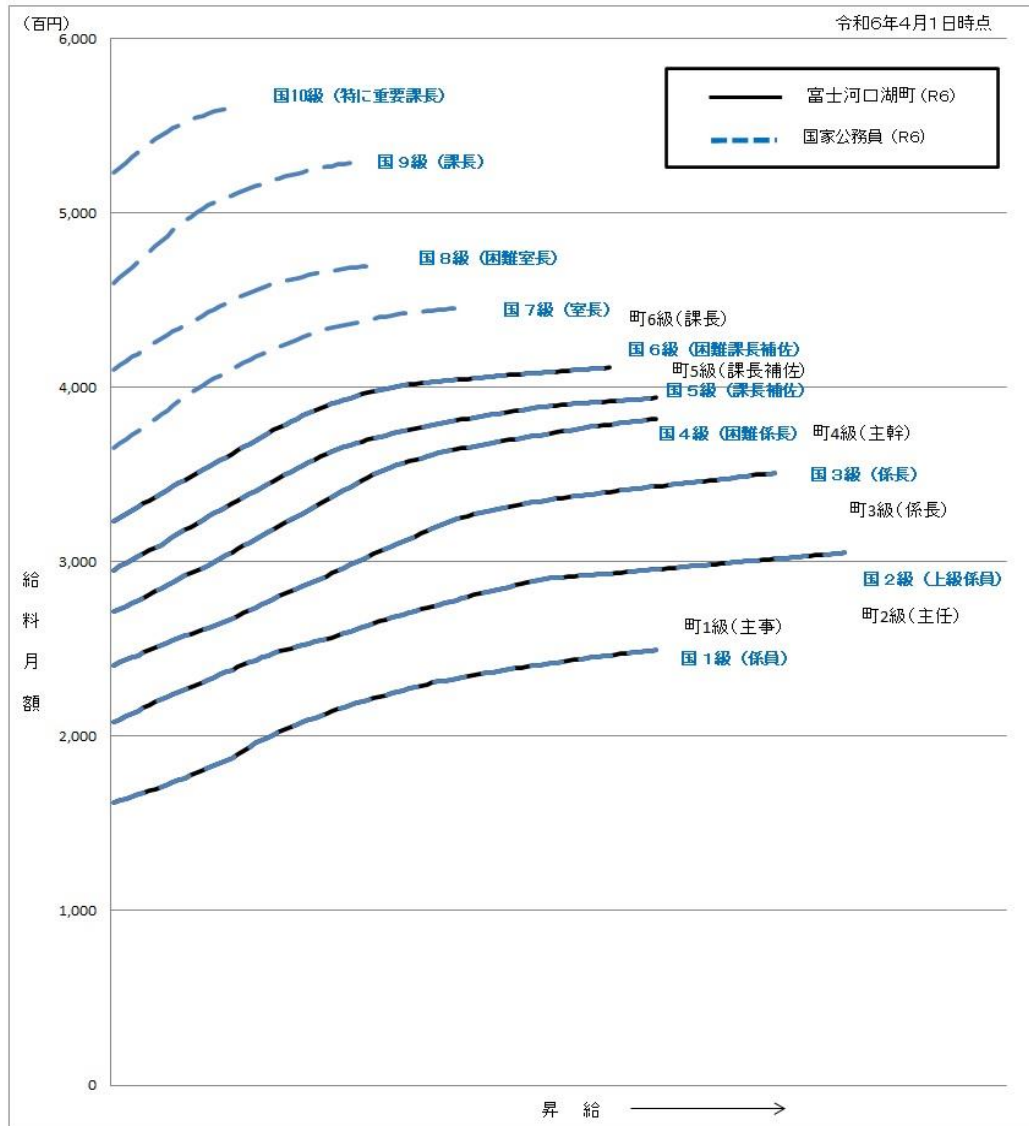
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	人 26	% 21.0	円 162,100	円 249,400
2 級	主任	人 19	% 15.3	円 208,000	円 305,200
3 級	係長・主査	人 31	% 25.0	円 240,900	円 351,000
4 級	課長・課長補佐・主幹・副主幹	人 11	% 8.8	円 271,600	円 382,000
5 級	課長・課長補佐・主幹	人 27	% 21.8	円 295,400	円 394,000
6 級	課長	人 10	% 8.1	円 323,100	円 411,300

- (注) 1 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）） （令和6年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（富士河口湖町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町	山梨県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,473 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,636 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（富士河口湖町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

富士河口湖町				国			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分		最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%）				その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～45%）			
1人当たり平均支給額 9,014 千円							

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	19,180 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113 千円
支給実績（令和4年度決算）	22,162 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	134 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同		17,109千円	234,363円
	配偶者以外 6,500円 子 10,000円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算				
住居手当	職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員（上限28,000円）	同		7,483円	267,241円
	家賃27,000円以下 家賃-16,000円				
	家賃27,000円を超え61,000円（家賃-27,000円） 未満 $\times 1/2 + 11,000$ 円				
	家賃61,000円以上 28,000円				
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同		6,709千円	59,900円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	～5km 3,000円				
	5km～7km 4,542円				
	7km～9km 5,808円				
	9km～11km 7,260円				
	11km～13km 8,388円				
	13km～15km 9,786円				
	15km～17km 11,184円				
	17km～19km 12,582円				
	19km～21km 13,980円				
	21km～23km 14,344円				
	23km～25km 15,648円				
	25km～27km 16,952円				
	27km～29km 18,256円				
	29km～31km 19,560円				
	31km～33km 20,864円				
	33km～35km 22,168円				
	35km～37km 23,472円				
	37km～39km 24,776円				
	39km～41km 26,080円				
	41km～43km 27,384円				
	43km～45km 28,688円				
	45km～47km 29,992円				
	47km～49km 31,296円				
	49km～51km 32,600円				
	51km～53km 33,904円				
	53km～55km 35,208円				
	55km～57km 36,512円				
	57km～59km 37,816円				
	59km～61km 39,120円				
	61km～63km 40,424円				
	63km～65km 41,728円				
	65km～67km 43,032円				
	67km～69km 44,336円				
	69km～71km 45,640円				
	71km～73km 46,944円				
	73km～75km 48,248円				
	75km～77km 49,552円				
	77km～79km 50,856円				
	79km～81km 52,160円				
	81km～ 53,464円				

管理職手当	本庁の課長 10%～12%			12,339千円	616,950円
休日勤務手当				- 千円	- 円
寒冷地手当	1.世帯主である職員			10,083千円	53,346円
	・扶養親族がいる職員 89,000円				
	・扶養親族がいない職員 51,000円				
	2.その他の職員 36,800円				

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分				給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長			650,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額			
	副 町 長			532,000 円	920,000 円			580,800 円
	議 長			252,000 円	760,000 円			522,000 円
	副 議 長			202,000 円	499,000 円			252,000 円
	議 員			174,000 円	430,000 円			202,000 円
					400,000 円			174,000 円
期 末 手 当	町 長			(令和5年度支給割合)				
	副 町 長			3.10	月分			
	議 長			(令和5年度支給割合)				
	副 議 長 議 員			3.35	月分			
退 職 手 当	町 長			(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 町 長			給料×42/100×在任月数	13,104千円		任期毎	
				給料×25/100×在任月数	6,864千円		任期毎	
	備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

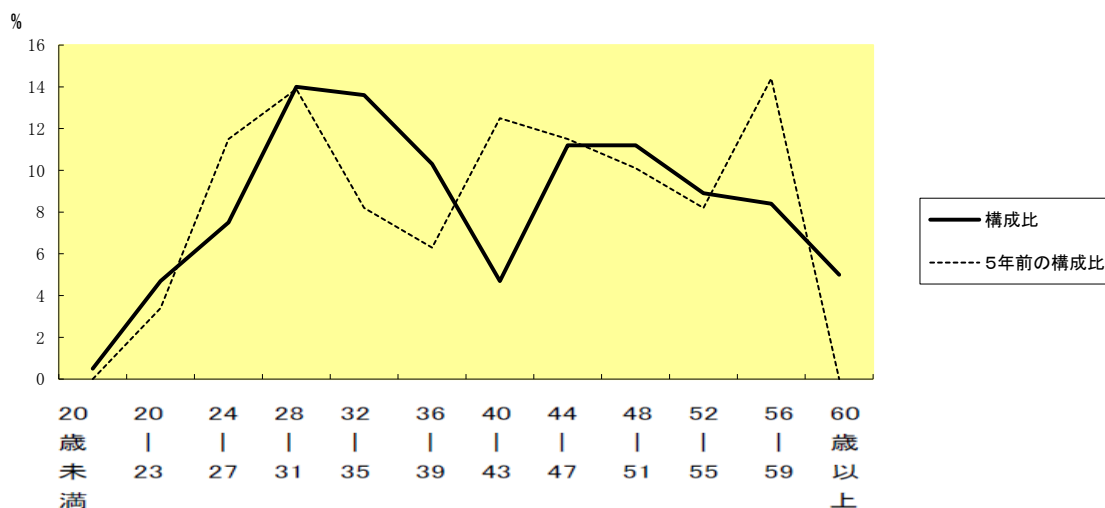
(各年4月1日現在)

（令和4年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
			令和5年	令和6年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0			
		総務	47	49	2			
		税務	11	11	0			
		農水	7	7	0			
		商工	7	7	0			
		土木	7	8	1			
		民生	72	74	2			
		衛生	20	19	△ 1			
	計	174	178	4	<参考> 人口1万当たり職員数 66.71 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.56 人)			
	教育部門	19	19	0	調理員等退職不補充			
	消防部門	-	-					
	小 計	193	197	4	<参考> 人口1万当たり職員数 73.83 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 67.22 人)			
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0				
	下水道	3	3	0				
	その他	11	11	0				
	小 計	17	17	0				
合 計			210 [271]	214 [271]	4 []			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	10人	16人	30人	29人	22人	10人	24人	24人	19人	18人	11人	214人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		166	168	166	171	174	178	12 (7.2%)
教育		21	20	18	17	19	19	△ 2 (△9.5%)
消防		-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計		187	188	184	188	193	197	10 (5.3%)
公営企業等会計計		17	15	15	17	17	17	0 0
総合計		204	203	199	205	210	214	10 (4.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業
① 職員給与費の状況
ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	330,255	331,744	25,466	7.71	6.44

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 令和4年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	3	11,195	889	3,343	15,427	5,142	4,313

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
富 士 河 口 湖 町	40.0 歳	316,466 円	423,032 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町			
1人当たり平均支給額(令和5年度)			
		1,449	千円
(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		2.00 月分	
(1.35)月分		(0.95)月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			役
職加算5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

富士河口湖町				富士河口湖町(一般行政職・団体平均等)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(退職時特別昇給)				・定年前早期退職特例措置(2～20%)			
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	千円	9,014 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	119 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	40 千円
支給実績（令和４年度決算）	290 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	97 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和５年度決算）
扶養手当	5(6)「その他の手当」を参照	同		198 千円	66,000 円
住居手当				336 千円	112,000 円
通勤手当				- 千円	- 円
管理職手当				- 千円	- 円
寒冷地手当				163 千円	54,200 円